

神奈川県在宅医療推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県における在宅医療の推進を図るため、「神奈川県在宅医療推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 在宅医療の確保に関する課題の抽出とその対応策の検討に関すること。
- (2) 在宅医療と介護との連携体制の構築に関する課題の抽出とその対応策の検討に関すること。
- (3) その他在宅医療の推進に係る必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会の委員は30名程度とし、次に掲げる者の中から選定する。

(1) 保健医療関係者

保健医療関係者の立場にある者には、公益社団法人神奈川県医師会在宅医療担当理事、公益社団法人神奈川県医師会地域包括ケア担当理事、公益社団法人神奈川県歯科医師会常任理事（地域保健（スペシャルニーズ担当））、公益社団法人神奈川県病院協会副会長（急性期・地域包括ケア担当）を含むものとする。

(2) 福祉関係者

(3) 介護保険事業者職員

(4) 地域包括支援センター職員

(5) 地域団体職員

(6) 市町村職員

(7) 県保健福祉事務所長

(8) 学識経験者

2 委員の任期は令和9年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の在任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 協議会で協議する課題等の具体的な検討を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の構成、庶務その他の必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月24日から施行する。

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

この要綱は、平成29年10月13日から施行する。

この要綱は、平成30年3月14日から施行する。

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

この要綱は、令和5年2月8日から施行する。

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

神奈川県地域包括ケア会議の設置及び運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県地域包括ケア会議（以下「地域包括ケア会議」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 地域包括ケア会議は、単独市町村等では解決できない課題等、広域的な視点から支援を行うことを目的として、「神奈川県地域包括ケア会議」を設置する。

(所掌事項)

第3条 地域包括ケア会議は、次に掲げる事項を掌握するものとする。

- (1) 地域における医療と介護の連携に関すること
- (2) 地域包括ケアシステムに関すること
- (3) 地域が抱える医療・介護の情報や問題の把握及び共有化に関すること
- (4) 広域的で援助が困難事例の検討について
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めるもの

(構成員等)

第4条 委員会は、委員29人以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 保健医療関係者 7名以内
- (3) 福祉関係者 1名
- (4) 介護保険事業者 4名以内
- (5) 地域包括支援センター職員 2名以内
- (6) 地域団体関係者 2名以内
- (7) 市町村職員 10名以内
- (8) 保健福祉事務所職員 1名

なお、第2号の医療関係者には、次に掲げる者を含めるものとする。

- ア 公益社団法人神奈川県医師会理事（地域包括ケア担当）
- イ 公益社団法人神奈川県歯科医師会常任理事（地域保健（スペシャルニーズ担当））
- ウ 公益社団法人神奈川県病院協会副会長（急性期・地域包括ケア担当）

(任期)

第5条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の在任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 地域包括ケア会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域包括ケア会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 地域包括ケア会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 地域包括ケア会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域包括ケア会議の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課において処理する。

附 則

この要綱は、平成24年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。